

# 臨時社員総会議事録

令和 4 年 10 月 28 日午前 10 時 00 分から、当法人の主たる事務所において臨時社員総会を開催した。

議決権のある当法人社員総数	4 名
総社員の議決権の数	4 個
出席社員数(委任状による者を含む)	4 名
この議決権の総数	4 個
出席理事	副島勲、二宮実、原田公裕、福山克義
議長兼議事録作成者	代表理事 副島 勲

以上のとおり社員の出席があったので、定款の定めにより代表理事 副島勲は議長席につき、本臨時社員総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

## 第 1 号議案 定款の変更に関する件

議長は、当法人が、監事非設置型の一般社団法人であるが、非営利団体評価センター「ベーシックガバナンスチェック」は、監事設置を基準としているため、それに伴い下記の通り定款変更したい旨を議場に諮ったところ満場異議なくこれを承認可決した。

定款 第 15 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 4 名

監事 1 名

2. 理事のうち 1 名を代表理事とする。

第 16 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2. 代表理事は、理事の互選によって定める。

第 17 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3. 補欠として又は増員により選任した理事及び監事の任期は、前任者又はその選任時に在任するものの任期の満了すべきまでとする。

第 18 条 理事及び監事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第 20 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財務上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第 2 号議案 理事・監事の選任に関する件

議長は、当法人理事全員につき令和 4 年 5 月 30 日の定時社員総会終結をもって任期満了しており、改選決議が行われないまま現在に至っているため、理事の選任と新たに監事を選任する必要がある旨を述べ、選任方法につき出席社員中から議長に一任との発言があったので、下記の者を氏名し、可否を諮ったところ、満場異議なく承認可決した。

理 事 副 島 勲 (再任)

理 事 二 宮 実 (再任)

理 事 原 田 公裕 (再任)

理 事 福 山 克義 (再任)

監 事 白 石 静馬 (新任)

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前 10 時 30 分に閉会した。

# 臨時社員総会議事録

令和 4 年 10 月 28 日午前 10 時 00 分から、当法人の主たる事務所において臨時社員総会を開催した。

議決権のある当法人社員総数	4 名
総社員の議決権の数	4 個
出席社員数(委任状による者を含む)	4 名
この議決権の総数	4 個
出席理事 副島勲、二宮実、原田公裕、福山克義	
議長兼議事録作成者 代表理事 副島 勲	

以上のとおり社員の出席があったので、定款の定めにより代表理事 副島勲は議長席につき、本臨時社員総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

## 第 1 号議案 定款の変更に関する件

議長は、当法人が、監事非設置型の一般社団法人であるが、非営利団体評価センター「ベーシックガバナンスチェック」は、監事設置を基準としているため、それに伴い下記の通り定款変更したい旨を議場に諮ったところ満場異議なくこれを承認可決した。

定款 第 15 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 4 名

監事 1 名

2. 理事のうち 1 名を代表理事とする。

第 16 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2. 代表理事は、理事の互選によって定める。

第 17 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3. 補欠として又は増員により選任した理事及び監事の任期は、前任者又はその選任時に在任するものの任期の満了すべきまでとする。

第 18 条 理事及び監事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第 20 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財務上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第 2 号議案 理事・監事の選任に関する件

議長は、当法人理事全員につき令和 4 年 5 月 30 日の定時社員総会終結をもって任期満了しており、改選決議が行われないまま現在に至っているため、理事の選任と新たに監事を選任する必要がある旨を述べ、選任方法につき出席社員中から議長に一任との発言があったので、下記の者を氏名し、可否を諮ったところ、満場異議なく承認可決した。

理 事 副 島 勲 (再任)

理 事 二 宮 実 (再任)

理 事 原 田 公裕 (再任)

理 事 福 山 克義 (再任)

監 事 白 石 静馬 (新任)

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前 10 時 30 分に閉会した。

# 臨時社員総会議事録

令和 4 年 10 月 28 日午前 10 時 00 分から、当法人の主たる事務所において臨時社員総会を開催した。

議決権のある当法人社員総数	4 名
総社員の議決権の数	4 個
出席社員数(委任状による者を含む)	4 名
この議決権の総数	4 個
出席理事 副島勲、二宮実、原田公裕、福山克義	
議長兼議事録作成者 代表理事 副島 勲	

以上のとおり社員の出席があったので、定款の定めにより代表理事 副島勲は議長席につき、本臨時社員総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

## 第 1 号議案 定款の変更に関する件

議長は、当法人が、監事非設置型の一般社団法人であるが、非営利団体評価センター「ベーシックガバナンスチェック」は、監事設置を基準としているため、それに伴い下記の通り定款変更したい旨を議場に諮ったところ満場異議なくこれを承認可決した。

定款 第 15 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 4 名

監事 1 名

2. 理事のうち 1 名を代表理事とする。

第 16 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2. 代表理事は、理事の互選によって定める。

第 17 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3. 補欠として又は増員により選任した理事及び監事の任期は、前任者又はその選任時に在任するものの任期の満了すべきまでとする。

第 18 条 理事及び監事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第 20 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財務上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第 2 号議案 理事・監事の選任に関する件

議長は、当法人理事全員につき令和 4 年 5 月 30 日の定時社員総会終結をもって任期満了しており、改選決議が行われないまま現在に至っているため、理事の選任と新たに監事を選任する必要がある旨を述べ、選任方法につき出席社員中から議長に一任との発言があったので、下記の者を氏名し、可否を諮ったところ、満場異議なく承認可決した。

理 事 副 島 勲 (再任)

理 事 二 宮 実 (再任)

理 事 原 田 公裕 (再任)

理 事 福 山 克義 (再任)

監 事 白 石 静馬 (新任)

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前 10 時 30 分に閉会した。